

骨子の体系

条例に盛り込むテーマ	
1	揺れから身を守る 既存建築物の耐震性の向上 建物内における安全対策 落下物、転倒物の安全性の確保 被災建築物及び宅地の応急危険度判定の実施 公共土木施設等の安全性の確保
2	大津波から逃げる 津波からの一時避難場所、避難経路の確保 津波からの迅速な避難
3	火災から身を守る 出火の防止 初期消火
4	液状化や崖崩れ、地盤沈下などから身を守る 地域の災害危険箇所の把握
5	命を助ける 緊急交通の確保 災害応急体制の整備 被災者の救出・救助 災害時要援護者の支援
6	孤立に耐える・備える
7	避難生活や被災生活を送る 災害ボランティア活動 避難生活 情報の入手
8	生活を再建する、産業・都市を再生する 復興対策
9	地域の防災力や備えを強化する 自主防災組織の活性化 防災教育、啓発の推進 事業所の防災対策・防災活動の推進 県民の備え 4 へ
10	その他 条例を推進するための仕組み

高知県南海地震対策推進条例(仮称)の骨子の体系(案)	
1	趣旨
2	定義
3	基本理念
4	権利・責務・役割 県民の権利・責務 事業者の責務 県の責務 市町村の役割
5	揺れから身を守る 既存建築物の耐震性の向上 屋内における転倒等危険物の安全性の向上 屋外における危険工作物等の安全性の向上 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施 公共土木施設等の震災予防対策
6	大津波から逃げる 津波からの避難等 津波避難計画の作成 津波避難訓練の実施等 津波避難に関する情報提供等 津波からの緊急避難場所と避難路の確保等 津波避難に係る県が管理する施設の点検等
7	火災から身を守る 出火や延焼の防止 火災への備え 防火訓練の実施等
8	その他の危険から身を守る 地域の危険箇所の把握
9	命を助ける 緊急交通の確保 災害応急体制の整備 被災者の救助 災害時要援護者への支援
10	被災者の生活を守る 災害ボランティア活動 被災者の生活の安定 情報の入手
11	復旧・復興を進める 復興対策
12	震災に強い人・地域をつくる 自主防災組織の活性化 防災教育、啓発の推進 事業所の防災対策の推進 地震防災の日
13	総合的な南海地震対策の推進 行動計画